

翻 訊

戴 裔 煊 著

『宋代鈔鹽制度研究』(5)

安 蕪 幹 夫

第二編 鈔鹽制度之橫的研究

第一章 交引

- 一 交引積義
- 二 交引與宋代其他信用貨幣性質之差別
- 三 交引之淵源

以上「広島經濟大學經濟研究論集」第16卷 第2号

四 交引之種類

- (1) 鹽交引 (2) 茶交引 (3) 見錢交引 (4) 香藥犀象等交引 (5) 礬引
- (6) 其他

第二章 鹽鈔

- 一 鹽鈔積義
- 二 鹽鈔之內容板式與鈔紙
 - 甲 鹽鈔無遺存之原因及其內容之推測

- (1) 鹽鈔支鹽以後即塗抹繳銷 (2) 繳銷之鹽鈔由太府寺点对焚毀

以上「同上」第16卷第3号

乙 鹽鈔之板式及鈔紙

三 鹽鈔價格

- 甲 解鹽鈔價
- 乙 東南鹽鈔價

- (1) 鈔法推行前之東南鹽鈔及鈔價 (2) 鈔法推行後之東南鹽鈔價

以上「同上」第16卷第4号

丙 福建鹽鈔價

丁 廣南鹽鈔價

四 塩鈔之措置印刷交易機関

甲 太府寺

(1)太府寺之職掌与元豊改制前後之塩務行政 (2)太府寺之組織

以上「同上」第17卷第1号

乙 交引庫

丙 權貨務

(1)權貨務建置沿革 (2)權貨務之官吏 (3)權貨務收入増虧之比較与賞罰

丁 其他外路出売塩鈔機関

(1)北宋陝西之折博務与売鈔場 (2)南宋兩広之売鈔庫

戊 交引鋪

(1)交引鋪之所在地 (2)交引鋪之任務

以上本号

なお翻訳するにあたっては、今回も沙鄭軍君(本学大学院前期過程修了, 蘇州大学歴史系助理研究員)が素訳を試みた。この場を借りて御協力戴いた沙君に感謝申し上げたい。

乙 交引庫

交引塩鈔の印刷機関は、交引庫と為した。交引庫の創設はいつか、未だ記載されたところを見たことがない。大抵宋初において、即ちすでに交引庫はあった。宋初の交引は、その印製には二種の方式がある。一つは省降交引であり、この種の交引は省司が印造してから辺州へ発赴しており、大抵は交引庫より印製された。一つは辺州で自から行う彫板印造のものである。⁽⁹⁷⁾

元豊年間に官制を改めて、交引庫は太府寺に隸属させた。南宋の交引庫

(97) 『宋会要』食貨36權易天聖4年3月6日, 知渭州康繼英言, 「(上略) 今欲乞於本州如秦州例, 若有入中客旅, 情願要西川交引, 亦令本州雕板支給,」又天聖7年12月三司言「(上略) 所是合給交引, 内河東州軍, 依先降指揮, 逐州軍出給, 仍依例印造書填給付外, 其河北陝西州軍, 即從省司依例給印降付逐処書填入便, 候客人齎抄到京, 赴省投下, 並令上供案正勻支還。」是交引有些往外処如西川取錢者, 其交引可由辺州印給, 其入京請錢者則仍用省降交引, 此其分別。

は、呉自牧の『夢梁録』及び潜説友の『咸淳臨安志』によれば、ともに太府寺の門の内に設けられたと言っている⁽⁹⁸⁾。北宋の時はどこに設けられていたのかは考証できない。宋の哲宗の元祐の初め(1086)に、曾て一度倉部郎官をもって文鈔を印発させ、元祐3(1088)年に至って太府寺に復帰させている⁽⁹⁹⁾。北宋の靖康の初めに、金入が侵入して都城が囲われ、太府の塩鈔が得られなくなったので、提挙淮南東路茶塩公事の曾幾(字吉甫)は、すなわち自ら塩鈔をつくって給売している⁽¹⁰⁰⁾。徽宗・欽宗が捕虜となって、宋の高宗が兵馬大元帥となり、張愨の建議でまた曾て元帥府で塩鈔を印給したことがある⁽¹⁰¹⁾。この種の情形は臨時的の性質のもので、常例ではない。建炎三年に及んで、太府寺は金部に撥隸されたが、やはり一人の太府丞が残り茶塩交引を印給することを措置していた⁽¹⁰²⁾。南宋の鄭湜の『太府寺序壁記』の、いわゆる「独以一丞治嵯茗之質劑」というものがこれである。やがて、やはり太府寺に隸属されて以前の事のようにした。

交引庫で塩鈔を印造したこと、及び印造の情形については、諸書でも詳

(98) 宋呉自牧『夢梁録』巻9「交引庫在太府寺門内，專印造茶塩鈔引」，潜説友『咸淳臨安志』巻9亦言，「交引庫在太府寺門内。」

(99) 『宋史』165職官志「哲宗元祐初，以倉部郎官印發文鈔，三年復帰本寺。」按『宋会要』職官27太府寺元祐3年4月2日詔「倉部審覆理欠憑由案及印發鈔引事帰比部太府寺，」是印刷鈔引曾一度脱離太府寺矣。

(100) 陸游『渭南文集』32曾文清公墓誌銘「靖康初，提挙淮南東路茶塩公事，女真入寇，都城受困，太府塩鈔無自得，商賈不行，公乃便宜為太府鈔給之。此賊退，得緡錢六十万，喪乱之余，国用頼是以濟，而公不自以為功也。」

(101) 『宋史』363張愨伝「張愨字誠伯，河間棗寿人，元祐六年進士第，累遷龍図閣學士，計度轉運使。高宗為兵馬大元帥，募諸道兵勤王，愨飛輓踵道，建議即元帥府印給塩鈔以便商旅，不聞旬日得緡錢五十万以佐軍用，高宗器重之。」案『宋会要』食貨32茶塩雜録建炎2年4月23日中書侍兼專一提領措置戸部財用張愨言，内外官司各有拘收到茶塩万數，貯積日久，枉有銷耗，欲望令尚書省取見在實數付行在權貨務都茶場，許客人買鈔引，以本場至本処地理遠近，量搭入鈔價，其鈔引別立字号式樣分明開説，召客人入納見錢承買，就所在請領與販，從之。」張愨伝之文似即此。

(102) 可参看注(16)。

細な記載が無い。ただ、南宋の呉必大の『交引庫序壁記』の中の一文で、その梗概を略見できるものがある。

「交引庫、外府属之一、交引所由造也。若稽国朝、惟四川用交子法、引鈔筭請、則叻制於汴都。六飛南蹕、詔造用交子如四川。居無何、改為関、再改爲会。自会子法立、領以他局、今庫惟引鈔出焉。託尺紙之書、行千金之積、良賈牟利、得此恃無恐、不得則於法爲私有。夫国以義爲利、權天下之貨而制其柄、而使服其政令、非利而爲之、所以理財正辭、禁民爲非、是之取爾。

庫無他貯、惟官紙若朱。日常文書、行梓以墨、銅籀以紅。櫛比者題号者、胥吏工徒魚貫坐、各力乃事。既成、持白丞簿、白是當書、既書、乃牧數而授之權貨務、商族趨焉。

聽廡粗備、踵故以火禁、筦庫氏弗得處其間。舍隸人保逆旅、旬用三日入聽治、啓閉出入作鉗尾字。退則皆雁鶩境囊欺竅蠹、檢柅無所於用(煇案、此數語恐有訛誤、義不可通。「聽」即「廳」字。)余嘗居是官、持不可、詣公府言狀、改前之爲、蓋自宝祐癸丑(1253)冬始也。(下略)』

とある。

呉必大のこの『記』を見ると、交引庫の南宋時における仕事の状況、及びその規定をあらましに窺見できる。いわゆる「庫無他貯、惟官紙若朱」ということによれば、庫中には存紙の多いことが想見できる。「行梓以墨、銅籀以紅」ということは、墨をもって印刷し、また朱印をもって捺印するということである。庫中は貯紙で一杯であるので、火事を恐れて平素から人がその間に居住するのを許さなかった。普段仕事をしない時には交引庫は封閉して、いわゆる作鉗尾字とは、おそらく即ち加封した符号と為すのかもしれない。

鈔引は、印造がおわたのちは、すべて太府寺丞を経て書押しなければならず、それから⁽¹⁰⁴⁾権貨務に送っている。

(103) 呉必大『交引庫序壁記』見元富大用『古今事文類聚』新集36交鈔庫条。

(104) 呉自牧『夢梁錄』卷9交引庫下有「遂請丞簿簽押」及『咸淳臨安志』卷9有「印造茶塩鈔引而請書押於丞簿」之語。又『宋会要』職官27太府寺紹興11年正月10日詔「交引庫書押鈔引寺丞兩員、遇合推賞、各与減磨勸二年。」3月29日詔「太府寺丞三員、既衰同分押鈔引、合一体推賞、」可知鈔引印畢、須經太府寺丞書押、
(次頁へつづく)

また鈔引の上に押した印が、太府寺丞の印かどうかはわからない。しかし太府寺丞には官印があって礼部が鑄造し、その文が「太府寺丞之印」となっていることは、則ち事実である。⁽¹⁰⁵⁾ 交引庫には監官がいる。⁽¹⁰⁶⁾ 呉必大の『記』の中の「筩庫氏」というものは、即ち監官を指していう。監官はもっぱら庫事を管理するようで、鈔引を簽書することは彼とは関係がない。

この外に、別に合同場がある。これは茶塩鈔引の合同を掌管するものであり、⁽¹⁰⁷⁾ 合同号簿もまたともに交庫より印造するらしいが、その詳しいことは考見できない。

丙 權貨務

(1) 權貨務建置沿革

權貨務は、在京權貨務と諸州權貨務との間に違いがある。王応麟の『玉海』181乾徳權貨務の条によれば、權貨務を置いたのは宋太祖の乾徳2年8月であり、当時は京師・建安・漢易・蘄口に並置している。『宋会要』食貨36權易太平興国2年正月の勅によれば、沿江に權務を起置して、その余の外州軍、たとえば福州・青州の如きは、ともに權貨務がある。ただ諸州の權務の多くは茶の折博のために設けられ、本文とは関係が無いので詳述はしないで、ここで述べたいものは在京權貨務についてである。

北宋の京師權貨務は、初めに延康坊に設けられ、後には太平坊に移された。その職掌は「受商人便錢給券及入中茶塩出売香藥象貨之類」⁽¹⁰⁸⁾と為っており、京師權貨務は交引塩鈔等の交易機関である。

但『夢梁録』与『臨安志』丞簿並舉，似主簿亦預書押之事，然查『宋会要』未見有涉及主簿簽押者，恐未必然。

⁽¹⁰⁵⁾ 『宋会要』職官27紹興3年11月1日条、「戸部条画下礼部鑄造太府寺丞印，仍乞以某寺丞之印六字為文。」

⁽¹⁰⁶⁾ 交引庫監官亦見同前条，呉必大所任者，似即此職。

⁽¹⁰⁷⁾ 呉自牧『夢梁録』卷9，「合同場在過軍橋之下，掌茶塩鈔引合同。」

⁽¹⁰⁸⁾ 見『宋会要』食貨55權貨務總叙，按『宋会要』職官27の5引『四朝志』，「權貨務掌折博斛斗金帛之屬」，『山堂群書考索』後集12四轄權貨務茶場条引此，及『文獻通考』60職官14引此『宋史』165職官志引此俱同。

初め香薬・犀象の出売は、香薬榷易院を置いて行った。宋の真宗の大中祥符2年(1009)に、榷易院を榷貨務に併入させた⁽¹⁰⁹⁾。神宗の熙寧5年(1072)7月5日に詔して、榷貨務を市易務に併入させて市易務を上界と為し、榷貨務を下界と為したが、なお西務を管理するをもって名と為した⁽¹¹⁰⁾。元豊7年(1084)4月12日に至り戸部の請によって、もう一度市易を下界として改めて榷貨務と為し⁽¹¹¹⁾、徽宗の政和元年2月3日に売鈔場を設置して、在京と永興軍との二カ所に分け、在京のものには榷貨務の中で局を置いた⁽¹¹²⁾。

高宗の南渡後、汴京の道路が通じないので、建炎元年5月18日に発運使梁揚祖は、真州に司を置いて鈔引を給売することを請うた。詔して、梁揚祖をもって茶塩の事を兼ねて提領させた。楊淵がともに提領し、初めは曾

(109) 可参考第一章99至100頁香薬犀象交引。

(110) 見『宋会要』食貨55榷貨務条及職官27太府寺条。

(111) 同前書職官27元豊7年4月12日条「戸部乞改市易下界依旧為榷貨務其上界為市易務，從之」。

(112) 同前書政和元年2月3日詔「朝奉大夫苗仲淑管勾在京売鈔場，就榷貨務置局。承議郎張仲英管勾永興軍売鈔場，各以三年為任，不許辭避。如任滿推行有方，別無遺闕，即依榷貨務元豊旧条推賞，見任人別有差遺」。

(113) 『宋会要』食貨32茶塩雜錄高宗建炎元年5月18日發運使梁揚祖言「茶塩旧係太府寺都茶榷貨務印造鈔引給売，以贍中都。比金人退師，道路未通，詢訪真州係兩淮浙江外諸路商賈輻輳去處，除東北塩乞令依旧就榷貨務給売外，其東南茶塩，乞選委通曉財利官提領，依太府寺等處印造，於真州置司給売。詔梁揚祖差兼提領茶塩事，二部員外郎(煇案・二部為工部之誤)揚淵同提領」。

煇案・宋熙克『中興小紀』卷1「上發東平府，癸未，至濟州，諸路兵大集，軍費日広。梁揚祖言，京城困久，塩法不通，宜比榷貨務(原作「物」誤)法，許入錢給鈔請塩，上從之」。又云「時在京榷貨務鬻塩鈔茶引而道塗未通，發運使梁揚祖，請權於真州置司，詔揚祖兼領其事」。

又『建炎以來繫年要録』卷5建炎元年5月壬寅条，「江淮等路發運使梁揚祖提領措置東南茶塩公事，尚書工部員外郎揚淵同提領，置司真州，時東北道梗，塩筴不通，揚祖言真州東南水陸要衝，宜遣官置司，給売鈔引，所有茶塩筴，並充諸司封椿，無得移用。朝廷以為然，故有是命。(原注・明年八月戊辰揚祖進職)」。此所記与『宋会要』大同小異。

又梁揚祖提領東南茶塩事『宋史』24高宗紀5月壬寅条亦有所載，置真州茶塩司亦見宋劉時舉『統通鑑』卷1。

ての兵馬大元帥府から東南北塩鈔を即売したが、これについては上文です
でに言っている。真州に茶塩司を置いたあと、兵馬大元帥府が鈔引を即売
する臨時措置はおわった。⁽¹¹⁴⁾故に建炎2年正月10日の詔において、真州榷貨
務と行在(揚州)の即売鈔引をあわせて一司と為して、「行在榷貨務」を
もって名と為した。⁽¹¹⁵⁾当時茶引の給売に対しては、また都茶場を創置して行
在のところに從って榷貨務に場を置いて両司に分けたが、提轄監官並びに
通衝管幹に由らしめた。⁽¹¹⁶⁾榷貨務都茶場と連称されるゆえんは、建炎3年2
月にまた江寧府に榷貨務都茶場を置いたからである。建炎4年4月に、高
宗は越州に次いでまた行在榷貨務の半を分けて、司を臨安府に置いた。紹
興2年閏4月9日にまた紹興府一司を建康(即江寧一司)にあわせ、⁽¹¹⁸⁾真州

(114) 可参考前文交引庫。按『宋会要』食貨32建炎元年5月18日条下載提領司条画事
項有云・「契勘昨來兵馬大元帥府即売東南北塩鈔引、已承朝廷指揮佳印」云云。
則真州一司、為承接兵馬大元帥之即売鈔引而設可知。

(115) 『宋会要』食貨32茶塩雜錄建炎2年2月3日(応作正月10日)詔「真州榷貨務
与行在即売鈔引、併為一司、以行在榷貨務為名、各依旧隨置局。梁揚祖揚淵依旧
提領。以黃潛善言、車駕駐蹕揚州、去真州只五十里水陸通故也」。

『繫年要錄』12及『皇宋中興』兩朝聖政卷3建炎2年正月壬辰条「詔併真州榷
貨務都茶場於揚州、以行在榷貨務為名、以延康殿學士同專一措置財用黃潛厚言、
真州地近行在、而兩處給売鈔引非便故也」、文与『宋会要』食貨32略異。惟『宋
会要』食貨55榷貨務高宗建炎2年正月10日詔真州榷貨務与行在即売鈔引并為一司、
以行在榷貨務為名、依旧隨處置局、梁揚祖揚淵依旧提領、其提轄等管、以行在榷
貨務繫銜、初專一措置財用充車駕巡幸提舉一行事務黃潛厚言、茶塩之法、令客人
於在京榷貨務入納見錢、請買鈔引、於諸路筭請茶塩。近令真州置司即売鈔引、今
來車駕駐蹕州、去真州止五十里、又水陸相通、而兩處出売鈔引、客旅盡赴行在
與販物貨、理宜從長措置、欲乞移真州榷貨務於行在揚州置局、其真州茶塩司已造
下及揚州通判見売鈔引併入行在榷貨務同招誘出売、将来回鑾、依旧併入在京榷
貨務、故有是詔較以上所引為詳。惟黃潛厚之「厚」字、食貨32作「善」、諸書
皆作「厚」、未知孰是。

(116) 見『宋会要』職官27の50

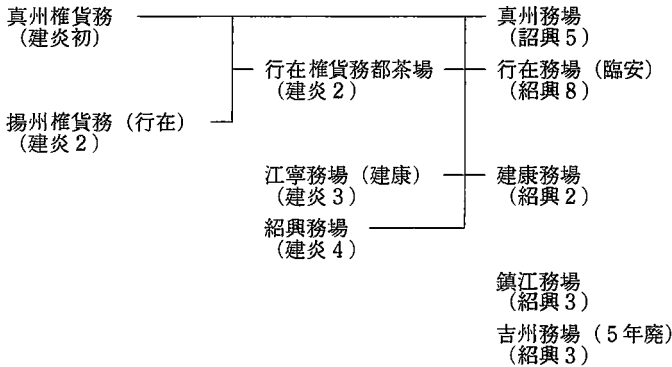
(117) 『繫年要錄』110及『宋史』25高宗紀建設炎3年2月乙丑置江寧府榷貨務都茶
場。按『宋会要』32茶塩雜錄建炎3年2月德音・「近緣巡幸、已降指揮、分立一
司、就江寧府召人算請茶塩、可令逐路提舉茶塩官廣行招誘」云云。

(118) 『繫年要錄』32建炎4年4月乙未条「分行在榷貨務官吏之半於臨安府置司」。

の一務場もまた建康に併帰された。⁽¹¹⁹⁾ 3年にまた務場を鎮江及び吉州に置き、⁽¹²⁰⁾ 当時吉州の務場は、広東の塩鈔を専売するために設けられており、5年に広東塩の大部分が旧に依って官般官売されるに至り、11月に詔して吉州の務場をやめさせた。⁽¹²¹⁾ これより先に、真州にもまた務場を復置して鈔引を給売したが、ただ商人が楚州の塩鈔を算請することのみを許した。⁽¹²²⁾ 行在務場もこれに随って臨安に移された。⁽¹²³⁾ 以上のことを明瞭にさせるために、ここに南渡後の榷貨務の置廃をあわせて下のように表示する。

又『繫年録』53紹興2年閏4月己亥詔「移紹興府榷貨務都茶場於臨安」。煇案…李心伝『繫年録』紹興2年条の臨安、係建康の誤。據『宋会要』食貨55榷貨務紹興2年閏4月9日（按是月辛卯朔、己亥即9日）詔…「紹興府榷貨務都茶場移於建康府置局，限三日結絶。」又職官27の50「尋徙越州一務場於建康。」是則當時係徙於建康（江寧），非徙於臨安。所以後一条之臨安，係建康之誤。

- (119) 『宋会要』職官27の50。『考索』後集12四轄榷貨務都茶場条及王象之『輿地紀勝』卷1兩浙西路榷貨務都茶場引『中興会要』同謂「又併真州一務場歸建康」。
- (120) 『建炎以來朝野雜記』甲集17榷貨務都茶場条「紹興三年又置於鎮江及吉州」。按『宋会要』食貨55榷貨務条紹興3年（原作二年，但次於二年十二月之後，応作「三」，今改正）4月1日詔…「吉州榷貨務都茶場監官鎮藹等到任一季，……」是則吉州務場置於3年春初，惟諸書無所記載。
- (121) 『宋会要』食貨55榷貨務紹興5年11月6日都省言…「行在榷貨務狀，契勘吉州榷貨務給売広東塩鈔，係客通販往荆湖南北・處・吉州・南安軍及広東本路住売，依近降紹興五年十月六日指揮，広東一分塩依旧官般官売応副漕計外，二分塩只許在広東本路住売，不得販往荆湖南北・江西吉州・南安軍，其吉州榷貨務止係給売東東（上「東」字疑為「広」字之訛）二分塩鈔，所管職事不多，兼洪州安撫司即日亦売上件塩鈔，其吉州自不須專治務場，詔吉州榷貨務都茶場並罷。」
- (122) 同前書紹興5年3月30日詔…「只真州別置務場給売鈔引，只許客人算請楚州塩鈔，其乳香茶引，不拘路分，並許給売，既本州興置（原作「買」誤）務場，即鎮江府定是入納不多，可那移官吏前往真州，其鎮江府務場依旧存留看管，不得損壞。」
- (123) 『朝野雜記』甲集17榷貨務都茶場条言「行在場務，隨移臨安，」末節及年月。煇案…同前書甲集卷5中興定都本末条載自紹興8年2月還臨安以後不復遷徙，在此以前，蓋常播遷也。故行在務場，前此無定所。



行在の務場の遷徙に至っては、行在にならって移転し、高宗の渡江は、行方がゆらゆらと漂っているようで定まっていない。行在の務場を明瞭にしようと思えば、駐蹕の所在を明瞭にしなければならない。『朝野雜記』甲集巻5中興定都本末の条によれば、高宗の駐蹕したところは、紹興8年に臨安に安定したそれ以前の移転の跡は、下のように示される。

揚 州 _ 杭 州(臨安) _ 江 寧 _ 自明州出海 _ 越 州
(建炎2年) (建炎3年2月) (4月) (冬) (建炎4年春)

臨 安 _ 平 江 _ 臨 安 _ 平 江 _ 建 康 _ 臨 安
(紹興2年正月) (紹興2年冬) (3年) (6年) (7年春) (8年2月)

真州の一務場は、この後にはただ売鈔司と称されただけである。南宋の務場は、最重要なものが実に三カ所ある。即ち行在・建康・鎮江である。

南宋が安定したあとの行在務場は、臨安府の通江橋の東にあり、その他の兩務場が建康・鎮江のどこにあったのか、則ち考証できない。⁽¹²⁴⁾

(2) 權貨務の官吏

權貨務には、監官を設けている。『宋会要』食貨55權貨務総叙によれば

⁽¹²⁴⁾ 王象之『輿地紀勝』巻1兩浙西路及『咸淳臨安志』巻8俱云「在通江橋之東」，而吳自牧『夢梁錄』巻9則云「權貨務都茶場通在橋東」。

「以朝官諸司使副内侍三人監」と言っている、がしかし『宋会要』職官27には則ち「以朝官諸司使副内侍二人監」と言っている。『山堂群書考索』後集12、『文獻通考』60職官14榷貨務都茶場の条は、ともに同じであり、『宋会要』職官27には2人となっており、則ち宋初の監官の人数は2人の方が正しいのである。

宋仁宗の天聖3年3月に三司の請により、榷貨務を監する官は、曾て外任した廉幹使臣殿直以下の二員を選んで充任させ、2年をもって一替と為して監官の任用もまた非常に注意深いものであった。⁽¹²⁵⁾ 神宗の熙寧3年10月に至ってまた規定して、榷貨務監官は文臣二員、使員一員とした。以前はもともと大使臣より充任していたが、これより大小使臣の中から通選奉舉することとなった。⁽¹²⁶⁾

南渡の初め、真州に司を置いて官を設けて提領させた。梁揚祖は、即ち東南茶塩提領措置となり、提領措置真州茶塩司をもって名と為した。建炎3年に指揮して、場務は都司官に委せて提領措置させる。『宋会要』職官27に引用した『朝野類要』によれば、榷貨務と左藏庫・文思院・雜買場もまた「四轄」といわれている。各々提轄官を置いている。行在の榷貨務、都茶場は兩司に分けているが、すなわち提轄監官と通銜管幹とである。選人が知られていない『兩朝綱目備要』卷10開禧3年の条、及び李心伝の『朝野雜記』乙集13四提轄の条によれば、ともに「紹興初沿宣政旧例、置提領官率以故省吏為之、後乃改用士人、行在・建康・鎮江・三務場歲入凡二千四百万緡、皆以都司提領、不係戸部之經費、而在建康・鎮江者、分屬總領所焉、開禧末、以總所侵用儲積錢、始令徑隸提領官、不屬總所。」と言っている。

榷貨務はもともと太府寺に隸屬しており、前表ですでに列出した。紹興3年3月に提轄官の張純が、榷貨務は朝廷の庫務であり、法によって省寺に隸していないと言っている。ここにおいて詔して「榷貨務都茶場、除提

⁽¹²⁵⁾ 『孝肅包公奏議』卷6請罷王渙榷貨務「只如先降条貫、勾当榷貨務須是三司副使同罪奏舉、方可差除」云。

⁽¹²⁶⁾ 見『宋会要』食貨55榷貨務天聖3年3月条及熙寧3年10月25日条。

領官併左右司外，其余官司，並非所隸，毋得勾喚吏人，及索取文字⁽¹²⁷⁾とある。これは則ち，権貨務と都茶場は一つと為すが，相互に統属していない機関であるということである。やがて規定を復して，権貨務と都茶場の茶塩の事については，もともと戸部に送って取り扱い，もし事が刑名に属するものであれば刑部に送って案を定めさせ，その場務及び提領官は，商人の詞状を受けてあわせて尚書省に申請し，諸路へ径牒して施行することを許さない⁽¹²⁸⁾。しかし，太府寺とは相互に統属していない。紹興7年閏10月にまた詔して，権貨務を戸部に隸属させた⁽¹²⁹⁾。孝宗の乾道5年12月に至って詔して，権貨務と都茶場は，やはり都司官に委せて提領措置させ，戸部の正副責任者は更に兼領しない⁽¹³⁰⁾。これは則ち，南宋の務場は提轄監官を除いて，提領官を設けて提領措置したり，戸部が兼領したりして定制が無いことである。

上述の外に，権貨務と都茶場には管号簿官がおり，場務で各六員，孝宗の隆興元年（1163）に至って各二員を減じている⁽¹³¹⁾。権貨務の官吏について，その考見できるものは以上である。

(3) 権貨務の収入の増減の比較と賞罰

両宋は国家の多事，すなわち夷狄仏老が中国に侵耗するので財源の必要が急がれ，そのために納入を求めることが広く，税収の機関に対しては，ここにおいて立額の例がある。額を定めることについては，その増減と多寡を稽考して，これをもって賞罰の標準と為している。権貨務もまた当然例外にはできない。北宋初の権貨務を考証すると，この例は無いようである。その立額して比較することの始まりは，宋の真宗の時の頃であろう。

(127) 見『繫年録』63紹興3年3月癸亥条。

(128) 見同前書69紹興3年10月壬辰条。

(129) 見『宋会要』食貨55権貨務紹興7年閏10月24日詔・「権貨務撥隸戸部，戸部尚書章誼劄子契勘権貨務旧曾申明乞罷提挙官，将職事隸属戸部。近来朝廷以事任重，復置提挙，見係宜総領，縁独員別無同官商量，竊恐誤事，欲望朝廷指揮依旧隸属戸部，同郎官長貳通行簽押，或只乞長貳通行提挙，故有是詔。」

(130) 同前書乾道5年12月23日詔「権貨務都茶場依建炎三年指揮委都司官提領措置，戸部長貳更不兼領。」

(131) 同前書孝宗隆興元年8月14日権貨務都茶場状「元管号簿官共一十二員，今欲権貨務都茶場各於六員内減二員，従之。」

『宋会要』食貨36権易天禧元年4月6日の三司の言によれば、

「権貨務入便錢物大中祥符七年(1014)收錢二百六十一万余貫，立為祖額，每年比較申奏，如有虧少，干係官吏等，依条科罰。」

『宋史』182，「天聖九年三司請権貨務入錢售東南塩以一百八十万三千緡為額，後增至四百万緡，……治平中京師入緡二百二十七万，而淮南・兩浙・福建・江南・荊湖・広南六路歳售緡鈔皇祐中二百七十三万治平中三百二十九万。」

とある

これが権貨務が立額して比較法を行った始まりである。ただ如何に比較賞罰をするのか，内容を記載した本が散逸しているので，まだ詳考することはできない。塩の一項について論ずれば，蔡京が鈔法を改めるに至って，東南に推行して以後権貨務の納入は甚だ広い。『文献通考』16征権3，及び『宋史』182食貨志塩中の言によれば，「自政和立法之後，頓絶弊源，公私兼利，異時一日所収不過二万緡，則已詫其太多，今日之納乃常及四五万貫。」とある。これによって二年間に収められたものは4,000万貫に達していることを知る。この一例についていえば，収納の多いことが見える。当時これと関係のある官吏で，これによって昇遷した者がおそらく常見されたことであろう。崇寧・大観年間には「一歳之内，率当五六遷者，入皆指目為僥倖，大観二年因詔今後賜束帛或降勅書奨諭。」⁽¹³²⁾とある。

南渡の初めは，収入が増余したので推賞があり，立額する必要はなかった。紹興2年閏4月23日詔，「権貨務今後如椿收錢及一千万貫，其応干官吏，須首尾在職管幹，不係去官改役之人，方合推恩転官。」⁽¹³³⁾とあり，6年8月また詔して「権貨三務，歳収及一千三百万緡許推賞」⁽¹³⁴⁾とある。これによって紹興年間にはすでに立額され，増する者に対しては賞を知ることができるが，減する者に対する処罰の規定は，未だ文章をみない。孝宗の乾道6年に至って始めて詔して，三務場で収めた茶塩香礬の錢数を

(132) 見『宋会要』職官27太府寺大観2年7月9日条臣僚言。

(133) 見同前書紹興2年閏4月23日詔。

(134) 見『皇宋中興』兩朝聖政20紹興6年8月癸亥条，按『朝野雜記』甲集17権貨務都茶条作紹興「六年九月詔歳収及一千三百万緡，許推賞。」按『宋会要』食貨55権貨務紹興6年8月詔每歳通收錢一千三百万貫，即依已降指揮推賞。

もって歳額を立定させている。すなわち、

行在 800万貫 建康 1200万貫 鎮江 400万貫

その上規定では、毎年の収額がこの額に及べば、官吏は例によって推賞される。もし欠損が10%に及ばなければ、責罰を免じている。もし欠損が10%以上に及べば、各々一級の官位を降し、吏人は各々杖百の科断に従う。これによって降級された官員は、外路の茶塩鈔引を出し、銭にかわるのを待ってから務場へ交納すれば事無きを⁽¹³⁵⁾得た。以前には推賞するのに数額の規定があった。その数額は前年の実績を見たあとに差等を為していたが、ここに至って始めてその数を確定した。三務場に至って塩鈔を売ること、乾道8年8月に至って総領淮東軍馬錢糧蔡洸の請に従って規定を更改し、鎮江榷貨務は臨安・平江・紹興三州の塩を売り、建康榷貨務は淮東諸郡の塩を売り、行在榷貨務は則ち淮東の西塩を兼売して、⁽¹³⁶⁾互いに混淆しないようにした。

この種の増減比較の制度に関して政府の意図するところは、納入を広げて収入を多くさせることを欲していることに疑いはない。しかし人民の消費量は定まっいて、無理やりに増加させることはできない。制度がすでに定まれば、官吏が増余昇級を求めするために、諸多の不正行為が行われることは免れない。例えば、宋の徽宗の政和年間、蔡京は榷貨務を専監している魏伯芻を信じて、政和6年の榷貨務の塩課収入は4,000万緡に達し、官吏は皆進秩された。7年にはまた塩課の増余をもって第賞され、伯芻は年を短くして昇官し、官が通議大夫、徽猷閣待制に至っているようなこと

(135) 『宋会要』食貨55榷貨務乾道6年3月1日權戸部侍郎葉行(応作「衡」)言「勘会二(応作三)務場毎歳所收入納茶塩等錢、依已降指揮、各行比較、如有増羨、方合理賞。竊慮却將別色応数、乞將三務場收到茶塩香礬錢、各行立定歳額錢、行在八百万貫、建康一千二百万貫、鎮江四百万貫、如収趁及額、官吏方得推賞、如虧及一分已上、各降一官、吏各從杖一百科断、其降出外路茶塩鈔引、從壳到錢赴務場交納訖、方許理数、從之。」

按食貨27塩法、及『朝野雜記』甲集17榷貨務都茶場条、『文献通考』60職官14榷貨務条、俱載有此歳額数、惟『朝野雜記』作乾道3年誤。

(136) 見『宋会要』食貨27塩法乾道8年8月29日条。

がある。伯芻がもし不正な行為を働かなければ、彼は何の術があつてこのように至っているのか。ただし交引戸と関通して、およそ商人の算請の大体 $\frac{4}{10}$ を差し押さえ、これをもって納入の数に充てているに過ぎない。⁽¹³⁷⁾また南宋の紹興年間の初め、榷貨務都茶場を提轄している張純の如きは、「毎客人入納稀少、則強抑交引鋪戸、先次納錢、給空名文鈔、俟入納擁併日、旋填姓名。」⁽¹³⁸⁾とある。およそこれらは皆課数を虚張りし、商民を庄搾して昇賞を妄請することしかない。そして南宋の政治の腐敗は、ここからもまたその一斑を見ることが出来る。

丁 その他の外路塩鈔出売の機関

塩鈔の出売の機関及びその時代の順序に関して、吾々はまだ言及したことがない。これに関して吾々は、一点を明らかにしなければならない。すなわち、北宋の塩鈔は、最初は塩交引を代替することに用いられ、塩交引の主要な機能は、辺糶に用いられたことである。解塩池が水で衝注されてまもなく、換言すれば、蔡京が鈔法を改める以前にあつては、塩鈔の出売は陝西の縁辺州軍に存在した。その需要は若干だったので、塩鈔を沿辺州軍に発赴して、沿辺州軍で折博した。蔡京が国政を担当するに至って、解塩が欠産したのに文鈔を濫発し、応支できる塩が無くなった。そこで崇寧2年の末に講議司の措置によって、在京榷貨務に買鈔所を置いて、末塩鈔及び他物をもって解塩鈔と換易できるようにした。これより以後、榷貨務がすなわち塩鈔出売の総機関となった。だから塩鈔の出売については、二つの全然違う時期に分けることが出来る。本文は塩鈔を出売する中枢の機関である榷貨務については、すでに説明をしているのでここではその他の外路機関について述べるが、分別して後に説明している。

(1) 北宋の陝西の折博務と売鈔場

折博務は、宋初にすでにあった。吾々が考証できるものは、宋の太宗の

(137) 見『文献通考』16征榷考3、及『宋史』182食貨志塩中。

(138) 見『繫年録』69紹興3年10月戊戌条殿中侍郎御史常同奏。

時にあたって大名府折博務があり、真宗の時に晋州折博務があったことである。⁽¹³⁹⁾しかしながらこの種の折博務は、塩貨を折博する為に設けられたのではなく、更には塩鈔をもって糧草を折博する為に設けられたのではない。

折博務について考証すると、陝西の沿辺州軍において見錢糧草を入中して塩鈔を算買する者が用いるもので、宋の神宗の時の記載においてこれを見つめることが出来る。最初塩鈔の出売は、『宋会要』食貨24塩法熙寧2年7月29日の翰林学士司馬光の言に「臣看詳国家設制置解塩一司，置九折博務，本為沿辺糧草」云々とある。また『宋会要』食貨38和市，神宗熙寧5年9月1日の樞三司使薛向の言に「延・秦・慶・渭等九州，旧皆有折博務，召商人入芻糧錢帛，償以解塩，歲收緡錢一百六十六万。」とある。いわゆる「旧有」は、則ち設置されたのはすでに相当久しいことであり、つまるところ何時から始まったのか、まだにわかには断定することが出来ない。

宋の畢仲衍の『中書備対』によれば、⁽¹⁴⁰⁾陝西の折博務で見錢糧草を入中して塩鈔を算買するものは14州軍である。

| | | |
|----------|------------|-------------|
| 秦州(旧有) | 慶州(旧有) | 熙州(熙寧5年置) |
| 原州(旧有) | 河州(熙寧6年置) | 渭州(旧有) |
| 洮州(熙寧間置) | 通遠軍(熙寧5年置) | 岷州(熙寧6年以後置) |
| 鎮戎軍(旧有) | 延州(旧有) | 德順軍(旧有) |
| 環州(旧有) | 保安軍(旧有) | |

以上14州軍の折博務は旧有の9州軍を除いて、熙・河・通遠等州軍のもの、皆宋の神宗の熙寧年間に置かれた。⁽¹⁴¹⁾ただ洮州・岷州は、未だ折博務

⁽¹³⁹⁾ 大名府折博務見『宋会要』食貨36權易太平興國5年11月条「以兵部郎中許仲宣監大名府折博務」，晋州折博務，見食貨36權易景德3年8月条河東轉運司言「晋州折博務，望罷專監官，止委通判監当，稍為簡便，從之。」

⁽¹⁴⁰⁾ 按畢仲衍『中書備対』10卷見陳振孫『直齋書錄解題』卷5，原書未見，此據『宋会要』食貨55の20所引，惟作畢衍『備対』，畢衍当即畢仲衍，畢仲衍字夷仲，神宗時人，為太常丞檢正戸房公事，畢衍当脱一「仲」字。

⁽¹⁴¹⁾ 通遠軍及鎮洮軍折博務，據『宋会要』食貨38和市「熙寧五年九月一日樞三司使薛向言，延・秦・慶・渭等九州，旧皆有折博務，召商人入芻糧錢帛，償以解塩，

を置いたという文を見たことがない。李攸の『宋朝事實』18陞降州県の条熙河路下によれば、岷州は唐の時には和政郡であり、吐蕃により陥落させられて、熙寧6年に収復された。『宋史』87地理志には「熙寧五年詔以熙・河・洮・岷・通遠郡為一路。」と言っている。これは諸州で折博務を置いたのも、正にこの時期であったことを示している。

各折博務が出売した塩鈔は、一定の数额があり、出売して所得した銭は糧草を購入するのに使用し、或いは入中した見銭糧草は、塩鈔をもって折博した。

この外解塩鈔の出売については、宋の徽宗の政和元年2月3日に解池が復興されたこと、また在京と永興軍とに各々売鈔場を置いたことは、上文ですでに言ったことであり、ここではもう贅述しない。

(2) 南宋の両広の売鈔庫

両広の鈔法を推し広めることに関しては、その塩鈔の売買は、初めに吉州において榷貨務が置かれたことは、上文ですでに言ったが、後に吉州の一務場はすぐに廃止された。両広の塩貨は、やはり行在榷貨務において算請させたが、道程が遙かに遠いので商人には不便であった。後に両広に売鈔庫を置いたが、この種の売鈔庫は何年に創置されたのか、考証できる明文が無い。『宋会要』食貨27塩法、乾道元年3月22日の広東提挙塩事石敦義の言によれば、すでに広州売鈔庫という名があって、これによって売鈔庫の設置は、この時期より以前のことであることに疑義はない。また乾道6年2月15日の臣僚の言によれば、広州売鈔庫を除いて外にまた静江府売鈔庫がある。これによってすなわち両売鈔庫は東西に分置されており、広

歳収緡錢一百六十六万，而秦州当四十万貫，今割秦之古渭寨以為通遠軍兼新城鎮洮軍，皆未有折博務，故商旅未行，臣以為並迎新造之地，宜有儲積，以待警急，願以其事下張詠張穆之並使置折博務，仍分十五万与通遠，七万与鎮洮，從之。」
 煊案・李攸『宋朝事實』18陞降州県熙河路熙州下云「熙寧五年，収復吐蕃之武勝軍，置州，陞鎮洮軍節度。」鎮洮軍即指熙州而言。是熙州通遠軍折博務皆置於熙寧5年，又『統資治通鑑長編』246熙寧6年7月甲辰条「置河州折令制置解塩司仿熙州東南西塩減直召商旅入中。

東のものは広州、広西のものは静江府にある。この種の売鈔庫は分売機関であり、その鈔引はやはり太府寺の引文庫より印刷給降され、権貨務の分売所であると言うべきで、若干を売って得てもやはり権務に報告しなければならない。

本文は塩鈔を出売する機関を叙述するが故に、みなこれに関係するもので、その他は漕司等に分発して給売しており、専設機関の無いものはすべて省略する。

戊 交引鋪

交引鋪とはどのようなものか、即ち茶塩等鈔引の経営をもって業と為している鋪戸を言うのである。沿辺において茶塩を入中折博した商人が、必ずしも即ち茶塩を興販する人ではなくて、茶塩を興販しない人がこの茶塩鈔引を得ても、何か用うる途があるか。もし仮に用途がないとすれば、商人は入中して以後、すなわち本錢を虧失するわけであって、入中折中の制もまた実施できない。このような状況の下にあって、ここにおいて宋代の京師には、一種の茶塩鈔引の交易所があり、交引鋪と呼ばれたものが出た。この種の交引鋪は、政府によって開設されたものではなくて、商人がこれをつくり、この業を営む人は大抵多くは豪商であった。茶塩鈔引の売買を為すのであるから、多くは大交易であり、相当な資本がなければできない。資本がすでに大きくなり、商人が利を重んずれば、茶塩鈔引の交易についても操縦があることは免れない。この種の鋪戸が無ければ、商人の入中者は茶塩鈔引を得ても見錢に換易できないが、この種の鋪戸があれば、商人は機会に乗じて利益をむさぼり、また操縦の弊害もある。だから宋代の鈔塩制度の下に、交引鋪はその中の一環ではなくても、これがつまり存在の理由である。これが相当な重要性を持っているので、宋代の鈔塩制度を探究するには、これについてははっきりと分かってなければならず、著者はこの理由で特別に提出して、交引鋪の研究を加えている。

(1) 交引鋪の所在地

京都は茶塩鈔引の交易センターであり、権貨務がある。それ故に交引舗もまたここに開設されており、外路で交引舗を開設することがあるのかどうか、未だこの種の材料を得ていないので、妄りに臆測はしたくない。両宋の京師の交引舗の情況は如何に、どこに開設されたのか、頗る関心のある問題である。北宋の京師の状況の記録に関しては、現在にまで広く布きわたっているものに孟元老の『東京夢華録』の一書がある。⁽¹⁴²⁾それに記載されている内容は、極めて確実で頼りになるものであり、吾々に極めて良い資料を与えてくれる。

『東京夢華録』巻2 東角樓街巷の条の言によれば・

「南通一巷，謂之界身，並是金銀綵帛交易之所。屋宇雄壯，門面広闊，望之森然，每一交易，動即千萬，駭人聞見。」

とある。

いわゆる「金銀綵帛交易之所」とは、即ち交引舗であり、「每一交易，動即千萬」という語、及びその門の壮闊な情況を調べてみて、交引舗と認めることに些かの疑義はない。

南宋の京師の交引舗については、吳自牧の『夢梁録』13鋪席の条によれば、

「杭州大街，自和寧門杈子外，一直至朝天門外清和坊，南至南瓦子北，謂之界北，中瓦子前，謂之五花兒，中心自五間樓北至官巷南街，兩行多是金銀塩鈔引交易舗，前列金銀器皿及見錢，謂之看塚錢，此錢準備權貨務算請（原作「清」誤）塩鈔引，并諸作打銀鑪無數，……市西坊南和劑惠民藥局，局前沈家，張家金銀交引舗（下略）」

とある。

吳自牧が記した杭州交引舗と、孟元老の『東京夢華録』に記された金銀綵帛交易の舗戸とを両方互いに比較すると、孟元老が記したものもまた即ちこの種の交引舗であることが分かった。また文中で五間樓の北側から官巷南街に至ると言っているのは、両側の商店の多くは金銀交引舗で、杭州

(142) 煇案・孟元老『東京夢華録』一書，蓋宋室南渡以後，追憶汴都之繁華而写者，此種記録，實極珍貴，独惜記交引舗不詳耳。

ではこの種の鋪戸が多く、交引鋪の店頭には金銀器皿を列し、及び見錢を準備して塩鈔を算請し、また工作をする専門家(143)がおり、工作工具の陳設等種々の情況、様子である。これらはみな、正史の中では見る事ができない事柄である。

大抵榷貨務の所在の区には、則ち交引鋪があり、京師を除いて吾々が記載された本の上から見たものは、鎮江府にもまた交引鋪があるようなものである。『宋会要』食貨38和市乾道9年3月2日の知揚州王之奇の言によれば、「致鎮江府街市鋪戸茶塩客人關銀請納塩鈔茶引」とあって、この種の鋪戸もまた正に交引鋪である。ただその情況、様子は、未だ詳言されたことがない。

(2) 交引鋪の任務

商人が交引鋪を開設する目的は、勿論茶塩の鈔引を蓄えてこれでもって射利することである。ただしこの種の鋪戸は、初めの時にも商人に対して一種の保証をさせる任務を負わせ、商人は辺州に入中してから以後にあって、所得した交引で京師に行つて錢物を請領する時、或いは茶塩引鈔を換易する時に、交引鋪戸の保証を得なければならず、その上で領取できる。

『宋史』183食貨志茶上の言によれば、

「其輪辺粟者，持交引詣京師，有坐買置鋪，隸名榷貨務，懷交引者湊之。若行商則鋪買為保任，詣京師榷貨務給錢，南州給茶，若非行商，則鋪買自售之，轉鬻与茶買。」

とある。

これを見ると、交引鋪は沿辺入中の商人が集まるところであり、商人が交引を得れば直ちにそれを持って、必ずその所へ行っていることが分かる。もし茶塩の商売をする行商が、交引鋪の保証を得れば茶塩を領取できる。もし入中するだけでこの種の売買をしていない人は、茶塩交引を鋪戸に売って、鋪戸は行商に転売している。

(143) 按吳自牧『夢梁錄』「諸作分打鍛鑪鞴無數」一語。所謂作分打鍛，或即指從事工作之人，宋代案牘中，常見有「手分」之名，恐亦類此。打鍛想亦即鋪中工作者之稱，鑪与鞴大抵為製作金銀器皿之工具。

交引鋪の作保の規定については、『宋会要』食貨55権貨務の条に載された大中祥符6年7月の詔によれば、

「交引鋪戸、権貨務給与印歴、逐名抄上客鈔。紐権交引請錢、以三五名為一保、具物産抵当。每鋪戸據名具申三司、開封府中取責門鋪、曉示客人、許令下鈔貼算。牙保人須得引客於王名鋪内下鈔、不得邀滯。」

とある。

政府の側にあつては、商人が名前を騙つて錢物を支請することを恐れることによって、交引鋪の作保を得なければならないのである。作保した交引鋪は、物産をもって抵当となして作保を許可されたのである。このような政府の側の手続きは、当然周密である。しかし交引鋪の側にあつては、商人が多少の利益をあげるのを待って、保任の責を負うことを承諾するのである。その結果は、「京師坐賈、率多邀求」とあり、商人を阻害したので、大中祥符8年6月の上封者の言に、⁽¹⁴⁴⁾

「商客將沿辺入中糧草交引、赴京請錢、権貨務須得交引鋪戸為保識、方許通下、其鋪戸邀難客旅、滅剋錢物与本務公人、請廢鋪戸為保、止令諸色人自質通下。」

とある。

大抵交引鋪戸は三司及び権貨務の人員と関通して、商人の取錢することに対して諸多のピンをはねて利益を共分した。だから上封者は、保任の制度の廢除を請つたのである。宋の仁宗の時に至って、初めて廢止をした。⁽¹⁴⁵⁾

このように交引鋪戸と権貨務の官吏とはぐるになって、茶塩鈔引の市場を操縦している。上述の魏伯芻と張純とのことは、その顯著な例である。

(144) 見『宋会要』食貨36權易。

(145) 廢止交引鋪作保、『統資治通鑑長編』118仁宗景祐3年条及『宋史』184食貨志茶下俱云「又以北商持券至京師、旧必得交引鋪為之保任、并得三司符驗、然後給錢、是以京師坐賈、率多邀求、三司使稽留為姦、乃悉罷之、命商持券徑趣権貨務、驗実、立償之錢。」又『宋会要』食貨36權易皇祐3年2月条亦云「(上略)又以前用三說四說法、豪商大賈、多蓄積以牟厚利、三司卒稽留為姦、至是、商旅賈抄至、更不用交引戸保、直令権貨務給錢、亦不関三司諸案、以絶其弊也。」可知交引鋪作保之事、至仁宗時廢除